

犬や猫などの小動物は、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれます。しかし、その一方で、騒音やふん尿などペットをめぐるトラブルも絶えません。

安易に動物を捨てたり、虐待したりする事件も増えています。

飼い主には、命ある動物の一生の面倒をみるという強い自覚と責任感が求められています。

ペットはあなたの家族です 愛情も、しつけも欠かせません



これだけは守りたい

飼い主の義務

- 動物の習性など正しく理解して飼う
- 最後まで責任を持って飼う
- 犬や猫の繁殖制限に努める
- 動物による感染症の知識を持つ
- 動物の所有者を明らかにするよう努める

問われる飼い主の責任

犬や猫などのペットは、人間のパートナーとして私たちの生活に潤いをもたらしてくれますが、その一方で、ペットをめぐるトラブルも絶えません。飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多いようです。

動物のエサの世話や健康管理はもちろん、犬のけい留、むだ吠えに対するしつけ、猫のトイレのしつけ、ふん尿・抜け毛の始末、繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢の処置なども飼い主の務めです。

罰則もある動物虐待

「世話が大変」「かわいくなかった」などと安易に動物を捨てる身勝手な飼い主もいます。犬や猫に限らず、捨てられたワニやヘビが公園などで見つかった例もあります。また、最近、動物の殺傷などの虐待事件も増えつつあります。「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の殺傷

などの虐待、遺棄などに対する罰則が強化されています。

みだりに愛護動物（人が飼っているほ乳類、鳥類、虫類）を殺傷した者は「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」、虐待・遺棄した者は「30万円以下の罰金」などが明記されています。

飼育の配慮と心がまえ

法律は、動物愛護とペットの飼育方法などについても幅広く規定しています。飼い主は動物の健康を守り、周囲に迷惑をかけないしつけと配慮を欠かさないと。さらに、動物による感染症について正しい知識を持ち、名札や標識によって動物の所有者を明らかにするよう努めなければなりません。

動物を飼うということは、命を預かるということ。飼育に伴うさまざまな手間やトラブル、経済的な負担や住環境も考えた上で、新しい家族（ペット）を迎え入れてください。